

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：23903

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K00819

研究課題名（和文）日本における司法通訳人教育内容の構築 - 求められる言語教育と倫理教育の提示

研究課題名（英文）Ethical Training for Legal Interpreters in Japan

研究代表者

毛利 雅子（Mouri, Masako）

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授

研究者番号：20636948

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：2020年から世界に拡大した新型コロナウイルスの影響により、海外実地調査は2019年しか実施できなかった。その後の2年間は基本的に日本国内での公判傍聴・調査となったが、こちらも往來の禁止措置に伴い、日本に入国する外国人の数自体が激減したことにより、犯罪数・公判数も激減したことで、当初の予定通りにデータを収集することは出来なかった。ただ、収集した文献研究を進め過去のデータを整理するなど、これまでの研究成果をまとめることに集中する時間とし、2022年3月には『法廷通訳翻訳における言語等価性維持の可能性 現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場』を出版出来たのは大きな成果である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新型コロナウイルス感染症拡大により、当初想定していたような調査やインタビューが実施できなかったのは大きな損失であった。しかし、収集した文献研究を進め、過去のデータを整理するなど、これまでの研究成果をまとめることに集中する時間とし、2022年3月にはこれまでの法廷談話分析、通訳人倫理、通訳人教育に関する業績をまとめた『法廷通訳翻訳における言語等価性維持の可能性 現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場』を出版出来たのは大きな成果である。また、学会発表や論文執筆によって、LGBTQや第二言語・第三言語話者を取り上げることが出来たのも大きな成果である。

研究成果の概要（英文）：As the COVID-19 pandemic gave a huge influence on research activities, which stopped overseas research and field research from the year 2020. The pandemic also stopped overseas visitors and criminals, leading to the drastic decrease of incidents involved foreign nationals. Therefore, this gave an impact on trials and criminal investigation within Japan, and it was almost impossible to do research as well. Then, the actual data collection and interview were done in the year 2019 only and this made possible to wrap up the research and author several papers and publication of a book. In addition, authoring several papers and conference presentations were another fruitful result, leading to a research award from the Japanese Association for Studies in English Communication.

研究分野：通訳コミュニケーション

キーワード：司法通訳人 通訳人認証制度 通訳人訓練制度 通訳人と倫理制度

## 1. 研究開始当初の背景

世界においては、歴史的に移民を受け入れている国家(アメリカ、イギリス、ドイツ、スペイン、北欧、オーストラリア、カナダなど)では通訳・翻訳研究が進んでおり、通訳認定制度を設置している国家も多い。またコミュニティ通訳 (Community Interpreters) というカテゴリーが認知されており、一般社会に必要とされる存在として社会的にも受け入れられていることが多く、医療通訳、司法通訳、一般社会生活(例えば社会保険や行政機関での手続きなど)に関わる通訳人が存在する。この中で、本研究対象の司法通訳について、特に言語力や倫理観を扱った先行研究を鑑みると、Edwards (1995)、Gile (1995)、Hatim & Mason (1990,1997) などがあるが、言語と文化、さらに倫理規定を網羅して法廷通訳を論じた González, Vasquez & Mikkelsen (2012) の手による基本かつ詳細な分析理論と実践論は、強大かつ豊富な指針を提示している。

また、司法機関における通訳人の倫理観について論じたものとしては、Coulthard & Johnson (2010)、Nakane (2014)、Cheng, Sin & Wagner (eds.) (2014)、Mulayim & Lai (2017)、Liimatainen, Nurmi, Kivilehto, Salmi, Viljanmaa & Wallace (eds.) (2018)がある。加えて、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) による Resolution (2011)の存在は大きく、ここでの言語の権利に対する意識(言語権)が通訳人制度にも反映されている。

さらに、司法における人権と言語の関係を大きく意識した研究が、Galdia (2009)、Alchini(2013)、Bosco (2014)、Kibbee (2016)、Piller (2016) らによって進んでいる。

翻って日本の現状を鑑みると、日本では、在留外国人また訪問者としての外国人が事件(民事・刑事の両方が対象)に関係した場合、その立場が原告、被疑者(被告)また証人など、どの立場であっても日本語を十分に解さないと判断された場合、もしくは当該する本人らから申請があった場合は、法的機関においては、必ず通訳人を付けなければならない、その専任は事案を管轄する法的機関が行わなければならない。しかし、通訳人に対する言語教育、通訳教育、また司法通訳人としての倫理教育はほぼゼロに等しく、日本に公式教育は存在せず、また実施されているとしても、各司法機関による非常に簡易な案内程度にとどまり、おおよそ司法通訳人としての教育としては不十分である。

また、司法通訳研究という観点から鑑みても、古くは渡辺・長尾 (1998) が法廷通訳を研究対象として分析が始まったが、これは日本語から外国語への談話訳出が主体であり、その対象言語は主として英語であった。その後も渡辺・長尾・水野 (2004)、水野 (2006)、堀田・水野・中村・渡辺ら (2010) らが法廷談話分析研究で続いているが、いずれも日本語から外国語(特に英語)の談話だけが研究対象となっている。さらに橋内・堀田 (2012)、津田 (2013)、水野・内藤 (2015)、水野・津田ら (2016) が出ているが、依然として日英間の談話が対象、もしくは単語レベルの対照表にとどまっている。またどの研究も基本的に母語話者による正統派英語が対象であり、模擬法廷などでも World Englishes (世界英語)を対象としていない。

しかし、現在世界で使用される英語はいわゆる母語話者英語ではなく、世界英語といわれる Englishes が潮流であることは、Mahboob & Barret (eds. 2014) などからも明白である。また司法関係者側では、田中・谷口・松尾ら (1994)、田中 (1998)、手塚 (2005)による法廷通訳と談話について論説があるが、いずれも単語レベルでの通訳研究や談話分析および刑事事件だけが対象になっており、司法通訳人の役割、また日本語と外国語の運用状況、通訳人倫理観などの司法通訳人に必要とされる視点から鑑みると十分な研究分析や指針とは言えない。

上述の通訳研究先進国のみならず人の往来が激しい発展途上国家でも司法通訳人の役割の明確化、またそのための制度設計が成立している反面、日本は先進国と称されながら司法通訳制度においては諸外国に大きく後塵を拝しているのは、残念ながら厳然たる事実である。

アメリカでは Court Interpreters' Act (1978/1988)、United States Court: Court Interpreters Guidance がある。また欧州連合では、多言語社会構造における政治経済での交流、また多国間でのヒトの往来状況を踏まえ、EU Directives と言われる欧州連合加盟国が基準とするものが設定され、それを踏まえたうえで常時各国において適応法が考慮され修正が実施されている。ところが、日本には通訳もしくは通訳人について、全国的な組織もなければガイドラインとなるようなものすら存在しない。

日本では2009年5月から裁判員制度が導入されたが、そのための裁判員法 (2007) が制定され、裁判員の義務・責務や罰則も規定されている。ところが、法廷通訳人、また広い意味で司法通訳人は裁判員よりも遙か以前から活動しているのにも関わらず、日本には法廷通訳人法(もしくは司法通訳人法)は存在しない。つまり司法に関わる重要な役割を果たしながらも通訳人や通訳業務について一切法制化されていないことによって、司法通訳および通訳人に関する全てが曖昧な状況のままになっており、通訳人の責務、権限、求められる能力など一切明文化されていない。したがって、言語能力なども各司法機関の担当者レベルに任されたままであり、国として一貫した基準がなく、問題が発生しやすい状況が放置されている。

加えて、アメリカでは The National Association of Judiciary Interpreters and Translators (NAJIT)、オーストラリアでは The National Accreditation Authority for Translators and

Interpreters Ltd. (NAATI)、イギリスでは医療機関、法廷、警察、移民局などで幅広く通訳する資格 Diploma in Public Service Interpreting (DPSI)、または警察と司法の通訳に特化した Diploma in Police Interpreting (DPI) といった通訳人に関する正式な組織が各国で機能しているが、日本には一切存在しない。

## 2. 研究の目的

司法通訳人は司法におけるコミュニケーション全体を請け負う重要な存在であるにも関わらず、その役割が明文化されたものは日本に存在しない。これまでの研究は短い談話分析レベル、もしくは司法関係者からの提案、あるいは鳥飼 (2007) や武田 (2008) の第二次世界大戦後の戦争犯罪人法廷を対象とした分析のみで、その後の研究は実施されていない。

グローバル時代の今、日本において外国人が関係する事案が激減する要因はおおよそ想定できない。政府が外国人労働者の受け入れを検討し、更に国連からは難民受け入れの要請も来ていることを鑑みれば、外国人が関わる法的案件は増加すると考える方が順当であり、労働市場においても司法通訳人の役割は今後ますます重要となるだろう。

さらに、先般の入管難民法改正案、2019年には20か国・地域首脳会合、バスケットボール・ワールドカップ、ラグビーワールドカップ開催、加えて2020年には東京オリンピック・パラリンピック開催が予定されており、これまでに経験したことのない未曾有の外国人が来日することが想定される。これは経済・人的交流の点では歓迎すべきことではあるが、残念ながら世界的イベントが開催される場合には、犯罪増加も伴うのはこれまでの歴史から見て明白であり、外国人犯罪も増加することは想像に難くない。

このような状況を踏まえれば、日本での司法通訳人の役割はますます重要となってくると考えられる。本研究は、通訳人の能力を規定するため、司法通訳人に対する通訳教育教本を提示することで、世界標準レベルの司法通訳人規定への一助とするものである。

## 3. 研究の方法

### I. 各国からのデータ収集

海外の通訳研究先進国・通訳制度の調査を行う。前述した米国のNAJITやATA、豪のNAATIなどの通訳人団体・組織、また、アメリカのU.S. Courts、コミュニティ通訳研究を主として学会も運営しているCritical Link、英国のDPSIやDPI、欧州連合における通訳・翻訳規定であるEU Directive、各国の裁判所サイトなどから採用や教育、倫理に関する情報を収集、日本における適用を考えた場合の内容について分析・検討を行う。

日本および海外において、実際の外国人被疑者事件の法廷審理を傍聴し、発話者談話と通訳発話や、各発話者の出自などのデータを収集し、教育に必要な表出した特徴をリスト化する。加えて、実際の司法通訳人教育団体、大学などを訪問して現状調査すると同時に、通訳人や教育者にインタビューを実施、その内容と効果を検証分析する。

### II. 言語観・倫理観の集約

データ収集と並行して、日本の司法制度において通訳人が機能するために必要な要件を、海外の通訳制度・通訳研究先進国から抽出、日本の実情に合った言語的・倫理的要件を生成していく。そのために、平成30年度までの研究で得た知見や資料を活用すると同時に、更に現地調査・資料収集を行い、要件の精製を図る。

### III. 検証と提案

本研究を通して、司法通訳人教育に必要なと考えられる要件とガイドラインを明確化したものを文書化する。そのうえで、上記の要件を維持するための通訳人制度に必要な情報を整理し、日本版の司法通訳人教育用教案および教本を提示するものとする。

## 4. 研究成果

2020年初から世界に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、海外実地調査は2019年しか実施できなかった。その後の2年間は基本的に日本国内での公判傍聴・調査となったが、こちらも往來の禁止措置に伴い、日本に入国する外国人の数自体が激減したことにより、犯罪数・公判数も激減したことで、当初の予定通りにデータを収集することは出来なかった。

ただ、収集した文献研究を進め、また過去のデータを整理するなど、これまでの研究成果をまとめることに集中する時間とし、2022年3月にはこれまでの法廷談話分析、通訳倫理、通訳人教育などに関する業績をまとめた『法廷通訳翻訳における言語等個性維持の可能性 現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場』を出版することが出来た。また、学会発表や論文執筆によって、LGBTQや第二言語・第三言語話者を取り上げることが出来たのも大きな成果である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 毛利雅子
2. 発表標題 通訳談話とLGBTQ－原発話と通訳談話の差異が及ぼす影響
3. 学会等名 日本英語コミュニケーション学会第29回年次大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Masako MOURI
2. 発表標題 LGBTQ in Interpreting Discourse - Gender Gap between Japanese and English
3. 学会等名 International Conference on Education 2021 (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 毛利雅子
2. 発表標題 非母語を用いた通訳で、正確性・公平性は保てるのか 司法通訳における非母語話者に対する「国際英語」の使用とその影響における考察
3. 学会等名 日本通訳翻訳学会第20回年次大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 毛利雅子
2. 発表標題 Intercultural Communication and Education for the Future in Japan How We Correspond with Newly Revised Immigration Law
3. 学会等名 The IAFOR International Conference on Education 2020 (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 毛利雅子
2. 発表標題 司法通訳における倫理観と倫理教育－欧米基準を基にした日本の現状分析と将来への提言
3. 学会等名 日本通訳翻訳学会第22回年次大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 毛利雅子
2. 発表標題 日本における司法通訳とICT－コロナ禍で浮彫になった日本の課題
3. 学会等名 日本英語コミュニケーション学会第30回年次大会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 松下佳世	4. 発行年 2020年
2. 出版社 イカロス出版	5. 総ページ数 205
3. 書名 同時通訳者が「訳せなかった」英語フレーズ	

1. 著者名 毛利雅子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 丸善プラネット	5. 総ページ数 460
3. 書名 法廷通訳翻訳における言語等価性維持の可能性 現場から問う司法通訳翻訳人の役割と立場	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------